

鶴岡市農業委員会第19回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年6月17日(火) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 金野 匡良 2 番 菅原 仁 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 8 番 渡部 修 10 番 石井 光明
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 6 番 齋藤 和博 7 番 新館 登 8 番 齋藤 政伸 9 番 菅原 輝康 10 番 河井 健次 12 番 黒井 涼子 13 番 若生 正人 15 番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	9 番 丸山 伸一 委員 2 番 井上 克浩 推進委員 11 番 富樫 初 推進委員 14 番 清野 吉喜 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員・照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 長堀 亜由 羽黒分室調整専門員 伊藤 元生 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、9 番 丸山 伸一委員、2 番 井上 克浩推進委員、11 番 富樫初推進委員、14 番 清野 吉喜推進委員であります。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第19回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、1 番 金野 匡良委員、2 番 菅原 仁委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。

議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて》
	(説 明)《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第5号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
4 番 委 員	先程の機羽 137. 165. 166 の賃料が 15, 000 円に変わったのはなぜですか。なかなか最近羽黒で 15, 000 円は聞かないのですが。
事 務 局	従前の契約単価が 15, 000 円でありまして、この金額を継続したまま中間管理機構へ移行するということであります。
議 長	よろしいですか。
4 番 委 員	はい。
議 長	他に質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	初めに、155 ページの藤 16 は私に関する案件ですので、一時退室させていただきます。議長を職務代理者をお願いします。
	(議長退室)
臨 時 議 長	議長が退出しましたので、暫時のあいだ、私が臨時議長を務めさせていただきます。それでは 155 ページの藤 16 の案件について現地報告をお願いします。4 番推進委員。
4 番推進委員	4 番齋藤です。藤 16 について報告します。昨年度までの受け手の離農に伴い、新たに今回申請人が受けることになったものです。飼料用とうもろこしのデントコーンを作付け予定とのことで、6 月 11 日に実施した現地調査の結果、適切に管理されており、許可相当と判断いたしました。
臨 時 議 長	それでは 155 ページの藤 16 の案件についてのみ審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
臨時議長	ないようですので、質疑を終結し藤 16 についてののみ採決を行います。議案第 1 号の藤 16 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
臨時議長	全員賛成により、議案第 1 号の藤 16 については、原案通り決しました。10 番委員の入室を許可し、議長を交代させていただきます。
	(議長入室)
議長	それでは、私の案件以外について進めます。現地調査について担当の委員の報告をお願いします。4 番推進委員。
4 番推進委員	4 番 齋藤です。藤 7 について報告します。受け手が所有する自宅裏の畑に隣接するため一体的に管理するというで話がまとまったものです。自家野菜を作付けする予定で、受け手の農作業歴は 60 年になります。6 月 12 日に実施した現地調査の結果、許可相当と判断しました。藤 8 について、農業者年金に伴う再設定のため、親子間で使用貸借するものです。水稻や大豆を作付けする予定で、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可相当と判断しました。続きまして藤 9 について、昨年度までの受け手の死亡に伴い、地域内で調整し、新たに今回の申請人が受けることになったものです。受け手は地域を代表する担い手で、水稻を作付けする予定です。市街化区域のため、農地法第 3 条での貸借権の設定となります。6 月 12 日に実施した現地調査の結果、適正に管理され耕作されておりました。藤 10～藤 15 についてですが、藤 9 と同様、昨年度までの耕作者のうち 1 名が死亡したことに伴い、地域内で話し合いを行い、受け手である法人が一括管理することになったものです。申請地においては現在もハウスが建っており、ハウス部分については賃貸借とし、それ以外の部分について使用貸借することで話がまとまっております。受け手は地域を代表する法人であり、十分管理・耕作できると判断しました。こちらも市街化区域内の農地のため農地法第 3 条による申請となっております。同じく 6 月 12 日の現地調査の結果、適正に管理されておりました。
議長	2 番委員。
2 番委員	2 番菅原です。6 月 9 日私と齋藤推進委員と事務局 2 名で、農地法第 3 条案件について羽 5～羽 8 について現地調査しました。現地調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件すべてを満たしていたことを報告いたします。
議長	15 番推進委員。
15 番推進委員	15 番齋藤です。朝 7～朝 10 について、5 月 22 日、私と事務局 2 名で現地調査を実施いたしましたので報告します。出し手 4 名、受け手 1 名になります。この契約は、現在作付けしていない農地を受け手が引き受けるもので、農地の荒廃防止につながります。受け手は従業員の大半が地元の方であるため、地元との協力も問題なく、耕作に必要な農業機械等もそろえております。地域計画対象農地も一部ありますが、出し手の経営縮小のため受け手への耕作者変更も問題ないと判断いたしました。 以上のことから労働面・機械面・技術面より効率的に耕作に取り組めるものと判断し、また農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことを報告いたします。
議長	4 番委員。

4 番 委 員	4 番鈴木です。櫛 13. 14 について 6 月 9 日、菅原推進委員と事務局 2 名で現地調査をいたしましたので報告します。櫛 13 については、受け手が家庭菜園を始める新規就農者であり、農作業経験のある母親から知識と技術を学びながら、申請地で枝豆を作付けする予定です。櫛 14 については、受け手は農作業歴が 40 年であり、水稻や自家野菜、花卉の耕作を行っています。必要な農機具を所有しており、申請地では自家用野菜を作付する予定です。 以上農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを報告いたします。
議 長	それでは、その他の案件について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案通り決しました。続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫
議 長	5 条案件ですので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。4 番推進委員。
4 番推進委員	4 番齋藤です。6 月 11 日午前 9 時より私と森推進委員、事務局 2 名で現地調査を行いました。藤 2 については、会社駐車場の拡張ということで既存の駐車場の隣接地を申請したものです。隣接地所有者の同意を得ており、周辺の営農に支障はありません。藤 3 については、集落内に位置する農地で、四方は住宅に囲まれており、転用による周囲の耕作への影響はありません。譲渡人の敷地の隣接地であり、家族の住宅建設という目的からも転用はやむを得ないものと思われます。以上 2 件について、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請については問題ないと判断しました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもって、第 19 回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前 10 : 00

議 長

石井光明

議 事 録
署名委員

金野 匡良

議 事 録
署名委員

菅 原 仁